議第19号議案

国民の命と暮らしを守り「新型コロナウイルス」感染症対策のさらなる 実施を求める意見書の提出について

国民の命と暮らしを守り「新型コロナウイルス」感染症対策のさらなる実施を求める意見書を別紙のとおり、富士見市議会会議規則第13条の規定により、提出します。

令和3年9月21日提出

富士見市議会議長 斉 藤 隆 浩 様

提出者 富士見市議会議員 根 岸 操

賛成者 同 川畑勝弘

同 伊勢田 幸 正

提案理由

国民の命と暮らしを守り「新型コロナウイルス」感染症対策のさらなる実施を求める意見書を地方自治法第99条の規定に基づき国会及び政府に対して提出するため、この案を提出します。

国民の命と暮らしを守り「新型コロナウイルス」感染症対策のさらなる 実施を求める意見書

新型コロナウイルス感染症対策を政府は進めてきたが、感染抑制と感染拡大の波が何度となく繰り返され、社会経済活動の制約が長期にわたり、国民生活や経済に深刻な影響を与えている。また、デルタ株の感染拡大や、緊急事態宣言が発出されても人流が十分に抑えられなかったことなどもあり、これまでにない新規感染者数を記録している中で若い世代の重症化が顕著になっている。さらに感染しても入院できず自宅で亡くなったり、妊婦が入院できず新生児が死亡してしまうなど、「医療ひっ迫」の事例が相次いでいる。「助かる命が助からなくなる」という事態を食い止めなければならない。

よって、富士見市議会は、国会及び政府に対し、「国民の命と暮らしを守る」という観点から、次の事項を徹底し万全の対策を講ずるよう強く求める。

記

- 1 新型コロナウイルス感染症患者が増加しているなか、自宅療養をせざるを得ない状況になっているが、「入院して加療する」ことを基本とすること。
- 2 やむを得ず患者が自宅療養する場合には、患者が診察を受けられずに放置されることがないよう、確実に訪問診療等が受けられる体制を整備すること。
- 3 自宅療養者に対し少なくとも在宅で持続的な酸素投与ができる体制を整備する とともに、感染防護品を確実に供給すること。また、自宅療養中に容態が悪化し た場合に迅速に対応し、確実に入院できる体制を整備すること。
- 4 あらゆる方策を講じても入院が出来ない場合には、医療体制が特にひっ迫している地域に、全国から医療従事者のマンパワーを結集するとともに、臨時の医療施設を設置したり、酸素吸入器付きの入院待機ステーションや宿泊療養施設を確保するなど、必要な医療を受けられる体制を整備すること。そのために、都道府県を越えて患者を受け入れる体制や医療関係者を融通し合う体制等を整備すること。

- 5 必要な人が検査を受けられる体制を整備するとともに、保健所体制の抜本的強化を行うこと。
- 6 経済的影響が引き続き深刻であることに鑑み、状況を把握し給付金等を支給すること。
- 7 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金のさらなる追加交付をすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

埼玉県富士見市議会

衆議院議長 大島理森 様参議院議長 山東昭子 様 か閣総理大臣 菅 義 偉 様 厚生労働大臣 田村憲 久 様 内閣府特命担当大臣(経済財政政策)

西 村 康 稔 様